

平成30年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

平成30年6月22日
一般社団法人 滋賀県トラック協会

1. 助成制度の対象者

血圧計を導入する一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）会員事業者（中小企業者）

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2. 予算額

150万円（ただし、1会員事業者当たり1台までとする）

3. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

2 買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、平成30年4月1日～平成31年2月28日の期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品を除く）について助成対象とする。

4. 助成額

- (1) 全ト協助成額 血圧計取得価格の1/2・上限5万円
1事業所あたり1台まで

5. 実施期間

本助成事業の実施期間は、平成30年4月2日～平成31年2月28日までとする。

※なお、上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

6. 交付要綱

「血圧計導入促進助成金交付要綱」のとおり。

以上

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年6月22日

一般社団法人 滋賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する滋ト協会員（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに機器を導入した場合、血圧計取得価格の2分の1（上限5万円）を交付する。
ただし、一会員事業者当たり1台までとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、血圧計導入事業が完了したときは、別紙様式1「血圧計導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）により、助成金交付請求を滋ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 滋ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係わる事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、滋ト協は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

但し、当該機器が導入の日から起算して6年を経過したとき以降に発生したもののについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該機器が使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
 - (4) 会員が滋ト協を脱会したとき。
- 3 前項の規定により返還を命じられた事業者については、滋ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
- 4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく滋ト協に報告しなければならない。

(機器の処分制限)

第7条 会員は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、滋ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

印

血圧計導入促進助成金交付申請書

血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

1. 内訳

計 _____ 台

(別紙装着明細書のとおり)

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- 血圧計導入内訳書 (別紙1)
- 領収書 (写) 又は割賦販売契約書(写)

血 圧 計 導 入 内 訳 書

申請日 平成 年 月 日

事業所名 _____

支店・営業所名	メーカー・機種名	取得価格	購入年月日
		円	平成 年 月 日

血圧計導入促進助成対象機器一覧

平成30年5月15日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900